あぐりめ~る新川

第62号(平成26年2月発行) 富山県新川農林振興センター

〒938-0801 黒部市荻生 3200

(TEL) 担い手支援課 (0765)52-0268 (0765)52-5192

農業普及課 (0765) 52-0094

(0765) 52-0945

(FAX) (0765) 52-3115

新川農業の未来を担う人 ~第8回~ 小川 好美さん(朝日町下野)

~家族、そして地域の仲間とともに続けてきた「挑戦」~

「もう 15 年かぁ…」と小川好美さん。准看護師としての活動を経て、先に就農した夫、妹ら家族とともに家族経営協定を結び、自家就農されてからは「自分らしい農業を目指す挑戦」であったと振り返ります。

夫とともに歩んできた主穀作経営は法人化し、50haを超える大規模経営体に成長。更に、経営の強化にと導入した耐雪型ハウスでは、「コマツナ」「ハウス白ネギ」といった基幹品目に加え、「プチヴェール」や平成23年には「ラズベリー」と、常に新しい品目や技術に先駆けて挑戦。技術の確立に努めるとともに、広く農業仲間に声をかけ、仲間づくりと新たな品目の産地化、差別化に努めています。



この度「平成 25 年度元気とやま農林水産奨励賞」を女性として初めて受賞。今後もご活躍が楽しみです。

~仕事、趣味。ベストワーク・ライフ・バランスを目指して~

自家農業の傍ら、地元の女性農業者により設立した農産加工組織「(農)食彩あさひ」の理事を務め、技術が途絶えようとしていた「柿酢造り」と調味液「柿じまん」の製造技術を受け継ぐグループ「美の里じまん」を結成し、更に新商品開発にも意欲的に取組むなど、日々、多忙で多彩な活動を続けています。

こんな忙しい好美さんの趣味は 20 歳の頃から続けている「お茶」。心静かに点てた一服のお茶での「おもてなし」。一期一会の出会いを大切にしたい想いが伝わります。

仕事も趣味もバランス良く、がモットーです。

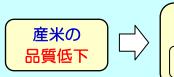


農作業中とは別人?!日常を忘れてリフレッシュのひと とき。地域の子供達にお茶の楽しみを伝える活動も。

- P. 2, 3…【水稲の高温障害の克服に向けて】~26 年度重点技術対策~
- P.4.5…経営所得安定対策の見直しについて P.6…米の需給調整に関する本県の取組み方針
- P. 7, 8…日本型直接支払制度の概要について P. 9, 10…農地中間管理機構について
- P. 11…【Lets 園芸】ストック栽培で新春の香りを運びませんか?
- P. 12…「耳より情報」農の雇用事業募集予定、スキルアップ講座開催、情報メール受信者の募集

【水稲の高温障害の克服に向けて】 ~26年度重点技術対策~

近年、水稲生育期間における高温化傾向が顕著になっており、このことが白未熟粒などの多発をもたらし、米の品質を大きく低下させる原因となっています。米の品質低下は、等級格下げによる販売額の減少のみならず、富山米ブランド力の低下につながる憂慮すべき問題です。こうした状況を踏まえ、土づくり、水管理や肥培管理など産米の品質改善に向けた取組を一層強化する必要があります。



等級格下げによる

販売額の減少 1等米と2等米の価格差 1俵当たり1,000円



富山米ブランドカ の低下

1 品種構成の是正

「コシヒカリ」に偏重した作付の是正により、気象変動のリスクを回避しましょう。 県では、平成26年から「てんたかく」「てんこもり」「直播コシヒカリ」を作付する農家 に対して、地域農業再生協議会を通じて助成する予算を要求しています。

【「てんたかく」「てんこもり」「直播コシヒカリ」の作付誘導】

- ① 「てんたかく」「てんこもり」(拡大分)@1,000円/10a
- ② 「直播コシヒカリ」(拡大分)

@2,000円/10a

事業実施期間 26~28 年度 (3年間)

2 土づくり

(1)ケイ酸質資材の施用

ケイ酸濃度が高い稲は、葉が直立し 受光態勢が良く、光合成が促進されます。 その結果、デンプン供給能力が高まり、 高温条件下でも整粒歩合は高まります (図1)。ケイ酸質資材を継続して施用し、 高温に強い稲を作りましょう。

(2)深耕による作土層の確保

【ケイ酸の効果】

ケイ化細胞の発達により稲の強度が増加することで、

- ① 葉が直立し、受光態勢が良くなる
- ② 耐倒伏性が増す
- ③ いもち苗などの耐病性が増す
- ④ 割籾が減り、カメムシ被害が軽減される

作土深が浅いと根域が狭くなるため、根の活力が低下し、整粒歩合が低くなります。 特に、地力の低い砂壌土でその傾向は顕著です(図 2)。根の発育を促進するため、 できるだけ深耕に努め、十分な作土層を確保することが重要です。

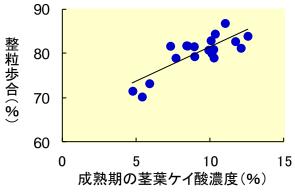


図 1 成熟期の茎葉ケイ酸濃度と整粒歩合の関係 (H20, 富山県土壌肥料研究会)

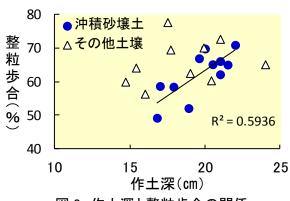
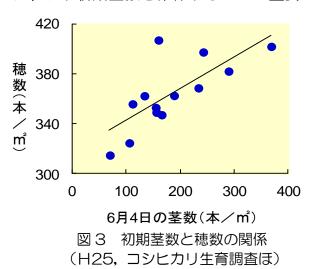


図 2 作土深と整粒歩合の関係 (H25, コシヒカリ生育調査ほ)

3 穂数の確保と一穂籾数の適正化

田植え時期の繰り下げが普及した平成16年頃から、栄養生長期間の短縮により穂数が十分に確保されず、一方で一穂籾数が過剰となる傾向があります。こうした過剰な籾数の着生に夏の異常高温が加わり、デンプン蓄積の不良により白未熟粒の発生が助長されます。

一穂籾数を適正レベルに誘導するには、穂数を十分に確保する必要があり、そのためには、まず初期茎数を確保することが重要です(図3)。



【初期茎数を確保するために】

- ① 「若い元気な苗」で早期分げつ促進
 - ・ 5月中旬植えの育苗日数は20日間程度。
- ② 栽植株数の確保
 - ・ 極端な疎植を避け、遅植えでは70株植え。
- ③ 適正な植付深度で早期分げつ促進
 - 植付深度3cm程度が理想。深植えは厳禁。

④ 水管理の改善

- ・田植え後は「やや深水管理」で活着促進。
- ・ 活着後は「浅水管理」で分げつ促進。
- ・適正な水管理で除草剤の薬害軽減。

4 登熟期の稲体活力の維持

(1)水管理

根の発育には酸素を必要とします。中干しを徹底するとともに、その後から出穂期までの間断かん水を励行し、根域に酸素を供給して根の伸長を促しましょう。こうして根を深く張り巡らせることにより、高温の影響を受けにくい丈夫な稲になります。さらに、出穂後20日間は湛水管理を徹底し、登熟後半までの稲体活力を維持しましょう。

(2) 適正な穂肥と葉色の確保

登熟期が高温になると、特に砂質土壌で、稲体が急激に衰弱します。昨年、追加穂肥などにより穂揃期の葉色が適正に保たれている場合、背白・基白粒が少なく、品質は良くなりました(図4)。

出穂1週間前に葉色診断を行い、登熟期の高温が予想 される場合は、出穂期3日前までに窒素1kg/10a程度を

追肥しましょう。

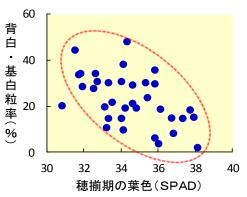


図 4 穂揃期の葉色と品質の関係 (H25, コシヒカリ生育調査ほ)

深耕、水管理や肥 培管理を徹底した 稲(左)は、葉が生 き生きし、根量も多 く、収量・品質とも 良好でした。

このような「元気 な稲」を育て、全量 1等をめざそう!



経営所得安定対策の見直しについて

○今般の農業施策の見直しでは、経営所得安定対策(旧・戸別所得補償制度)の見直しが 大きな柱のひとつになっており、そのポイントについてお知らせします。

1 米の直接支払交付金・米価変動補填交付金

【米の直接支払交付金 (定額部分)】

平成 26 年産から単価を 7,500 円/10a に削減した上で、平成 29 年産までの時限措置として実施されます (平成 30 年産から廃止)。

(1) 交付対象者

米の生産数量目標(面積換算値)に従って、販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

(2) 交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家消費米相当 分として一律 10a 控除して算定

【米価変動補填交付金(変動部分)】

平成26年産から廃止され、ナラシ対策での対応となります。なお、平成25年産については従来どおり当年産の販売価格(出回りから平成26年3月までの平均価格)が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額が補填されます。

2 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物(麦、大豆等)について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額が直接交付されます。

(1) 交付対象者および支払方法

平成26年産は、引き続きすべての販売農家、集落営農を対象に実施。平成27年産からは、認定農業者、集落営農、認定就農者を対象に実施される予定(いずれも規模要件は課されない)。 支払いについては、数量払を基本とし、面積払(営農継続支払)がその内金として支払われる。

(2) 数量払							
交付対象数量	麦、大豆、てん	菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・					
	販売数量						
	※そばについて	は、平成 26 年産	置は未	検査品が、	平成 27 年	産は	規格外品が支援
	対象から外される。						
交付単価	全算入生産費を	ベースにした「	標準	的な生産費	」と「標準	的な	販売価格」との
(全国一律)	差額分を単位数量当たりの単価で直接交付。品質に応じて単価を設定。						
	<交付単価抜粋	5付単価抜粋>					
	○大麦 (円/50kg)						
	等級・ランク 1 等						
	等級・プンク						
	六条大麦	5,860円 5,440円 5,310円 5,260円					
	○大豆 (円/60kg)						
	等級	1 等 2 等 3 等					
	普通大豆	12,520 円 11,830 円 11,150 円					
	特定加工用	10, 470 円					

(3) 営農継続	(3) 営農継続支払					
交付対象面積	麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産面積					
	※26 年産は、従前どおり前年産の生産面積(前年産の生産数量を都道府県別の					
	前年産の実収量で割り戻した面積)に基づき支払われ、27年産からは当年産の					
	作付面積に基づき支払われる予定。					
交付単価	2.0万円/10a (そばについては 1.3万円/10a)					

3 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして、引き続き実施されます。

(1) 交付対象者

認定農業者・集落営農のうち一定規模以上の者

[認定農業者 4ha、集落営農 20ha 以上等、市町村特認あり]

※平成27年産からは、認定農業者、集落営農、認定就農者を対象に実施される予定(いずれも規模要件は課されない)。

(2) 交付対象品目

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

(3) 補填額

当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補填。国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限。

なお、平成26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する経過措置として、26年産の米の直接支払交付金の交付対象者のうち、ナラシ対策に加入していない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合は、国費相当分の5割が交付されます(農業者の拠出は求めません)。

4 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者(米の生産調整未達成者も含まれる)に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

(1) 支援内容

①戦略作物助成

© 15 to 11 1 1 1 2 2 2 4 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5						
対象作物	交付単価					
麦、大豆、飼料作物	35,000 円/10a					
WCS(稲発酵粗飼料)用稲	80,000 円/10a					
加工用米	20,000 円/10a					
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円~105,000円/10a					

※飼料用米、米粉用米については数量払が導入され、農産物検査機関による数量の確認を受けていることが条件となる。交付単価は以下の要領で算定されます。

単収が標準単収値(=各地域の配分単収)の、

- (イ) +150kg/10a 以上の場合: 105,000 円/10a、(ロ) ▲150kg/10a 以下の場合: 55,000 円/10a、
- (n) ±150kg/10a の間にある場合: 80,000 円/10a+25,000 円/150kg×(単収一標準単収値)

②二毛作助成

水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、または戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援。交付単価:15,000円/10a

③耕畜連携助成

耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)を支援。交付単価:13,000円/10a

④産地交付金

地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく、水田における麦・大豆等の生産性向上等の取組、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援。また、以下の取組に対して追加配分で支援。

対象作物	取組内容	追加交付単価		
飼料用米、米粉用米	多収性専用品種への取組	12,000 円/10a		
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	12,000 円/10a		
備蓄米	平成26年産政府備蓄米の買入入札における落札	7,500 円/10a		
そば、なたね	作付の取組	20,000 円/10a (基幹作) 15,000 円/10a (二毛作)		

【米政策見直しのキーワードは水田のフル活用】 ~米の需給調整に関する本県の取組み方針~

今回の米政策の見直しにおいて、国は、麦、大豆、飼料作物、飼料用米等に対して交付金を交付することにより、「水田をフル活用」して、食料自給率・自給力の向上を図るとしています。さらに5年後(平成30年)を目途に、「行政による米の生産数量目標の配分を見直し、生産者や集荷業者が、国が提供する米の需要実績や在庫状況を踏まえ、自らがどんな作物をどれだけ生産するか判断できるような状況になるよう取り組む」としています。

本県は、米を中心とした水田農業が大宗を占めており、農業者の経営安定を図るため、「水田のフル活用」による農業所得の増大と地域営農体制による効率的な生産体制の確立が重要であり、次のように取り組むこととしています。

平成26年産米の需給調整に関する取組み方針

平成 25 年 12 月 富山県農業再生協議会

1 生産数量目標に即した主食用米生産

○米価の安定を図るため、生産数量目標に即した主食用米の最大限の作付けを推進する。

2 水田のフル活用

- ○大豆、大麦等を今後とも水田農業の基幹作物として作付拡大に努める。「1 億円産地づくり」 等の園芸作物の生産拡大や経営の複合化を推進する。
- 〇非主食用米については、備蓄米や、安定した需要が見込まれる加工用米、需要に応じた飼料用米等の新規需要米の取組みを地域の実情に応じて推進する。
- ○飼料用米、米粉用米は、主食用米への異種混入等のリスクがあることから「てんこもり」 等の主食用品種による作付を推進する。なお、多収性品種については、県内での栽培適性や 栽培方法の確立、種子の確保、条件整備等に向けた対策を検討する。
- ○調整水田等の不作付水田については、水田フル活用のため解消に努める。

3 地域営農体制の継続強化

○大豆や非主食用米等作付にあたっては、地域営農体制の継続の強化を図り、農地の高度利用や団地化、農地集積を推進する。

今後の転作等の見通し

生産数量目標の見通し

- ○主食用米の<u>今後の生産数量目標は、需要が毎年減少していることから、毎年削減</u>が見込まれます。
- ○主食用米の削減には、<u>米による転作、大豆、大麦、園芸作物の作付拡大</u>で対応し、併せて 不作付地の解消を図ります。

生産調整の実施と水田のフル活用に向けた対応

- ○米による転作については、備蓄米、加工用米のほか、県内流通を中心に、需要や生産体制 の整備状況に応じて飼料用米の取組を推進します。
- ○実需ニーズの高い大豆・大麦については、地域ぐるみの土地利用による団地化を推進します。

日本型直接支払制度の概要について

~多面的機能支払(農地維持支払・資源向上支払)を中心に~

日本型直接支払制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するもので、①「農地維持支払」②「資源向上支払」③「中山間地域等直接支払」④「環境保全型農業直接支援」で構成されています。

平成26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、27年度から法律に基づき実施することとされています。

今回は「**農地・水保全管理支払」を拡充した「農地維持支払」と「資源向上支払」の概要**についてご紹介します。

農地維持支払



「農地維持支払」と 「資源向上支払」をあわせて 「**多面的機能支払」**といいます

★多面的機能を支える共同活動を支援します。

~担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

【交付対象者】

- ○農業者のみで構成される活動組織
- ○農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される組織 (資源向上支払と同じ組織も対象)

【交付対象活動】

次の①、②の双方に取り組む必要があります。

① 地域資源の基礎的保全活動

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動

「主な活動例〕







② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- ・農地・水路、農道等の保全管理に関する話し合い
- ・保全管理構想の作成 等

【交付単価】

田 3,000円/10a 畑2,000円/10a

みんなで話し合いを進めよう!



資源向上支払。



★地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援します。

【交付対象者】

- ○地域住民を含む活動組織
- ○農地・水保全管理支払と同様の組織
- ☆農地維持支払と併せた取組が必要

【支援対象活動】

地域資源の質的向上を図る共同活動

①施設の軽微な補修

②農村環境保全活動

③多面的機能の増進を図る活動

(例)

水路のひび割れ補修 農道の路肩の補修 等



(例)

植栽による景観形成 外来種の駆除 等



(例)

現行の農地・水保全管理支払に取り組んでいる

活動組織は、そのままでも対象になります

防災力の強化(田んぼダム) 高度な保全管理活動 等



詳細なメニューは今後、提示される

【交付単価】

田 2,400円/10a 畑 1,400円/10a

※農地・水保全管理支払を5年以上実施した地区の単価は75%(田 1,800円/10a) ※①、②だけでも取組めますが、交付単価は5/6(田 2,000円/10a)

現行制度を上回る交付水準

★農地維持支払と資源向上支払の交付単価

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払	①+②
田	3,000円/10a	2,400円/10a	5,400円/10a
畑	2,000円/10a	1,440円/10a	3,440円/10a

現行の 農地・水保全管理支払 田 4,400円/10a

★対象農用地

- ・農振農用地区域内の農地
- ・ただし「農地維持支払」は、市町村が必要と認める農用地も対象

中山間地域等直接支払



★中山間地域等の条件不利(傾斜地等)と平地のコスト差(生産費)を支援します。

環境保全型農業直接支援

現行制度を維持

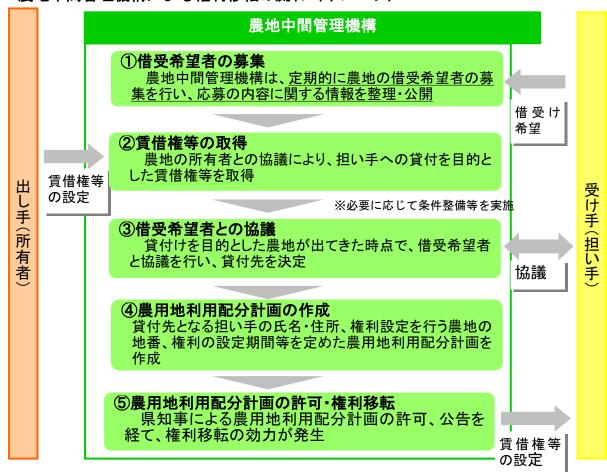
★環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

農地中間管理機構について

「あぐりめ~る新川」第61号(26年1月発行)では農地中間管理機構の概要について説明しましたが、本号では、現時点の情報(関係法令、国の支援措置の説明資料)をもとに、農地中間管理機構による農地の権利移動の流れ、農地中間管理機構を利用した場合の支援措置の概要についてお知らせします。

なお、あくまでも現時点での情報であり、今後変更される可能性もあります。

1 農地中間管理機構による権利移転の流れ(イメージ)



2 農地中間管理機構を利用する場合の留意事項

担い手の皆さんが経営規模の拡大のために、農地中間管理機構から農地を借受ける場合は、以下の事項に留意しておく必要があります。

①地域において人・農地プランの見直しに向けた話し合いを定期的に行うこと

農地中間管理機構における農地の貸付けは、市町村の人・農地プランの内容を考慮しながら決定されます。このため、日頃から人・農地プランの見直しに向けた話し合いを定期的に行い、農地の出し手及び担い手における農地の貸借の意向を確認しておく必要があります。

→人・農地プランの様式にも農地中間管理機構の利用意向を確認する記入欄が追加されます。

②借受けを希望する農地の条件等を明確にしておくこと

農地中間管理機構による適切な貸付けを行うために、事前に借受希望者の募集を行うことになりますが、その際には、①借受けを希望する農地の条件、②借受けた農用地の作付予定作物、③借受けを希望する期間、④現在の農業経営の状況、等を情報提供する必要があります。

③借受希望者の情報は公表されること

②の募集に応じた農業者については、その氏名や借受けを希望する農用地の条件等の情報がインターネット等により公表されます。

3 農地の出し手に対する支援(機構集積協力金)について

農地中間管理機構(以下、「機構」という。)に農地を貸付けた地域や出し手に対して以下の支援措置が行われます。

地域に対する支援(地域集積協力金)

1 交付対象者

地域における話し合い(人・農地プラン)に基づき、機構にまとまった農地を貸付けた地域

2 交付要件

年度内の一定の時点における機構への貸付け面積が 一定割合を超えていること

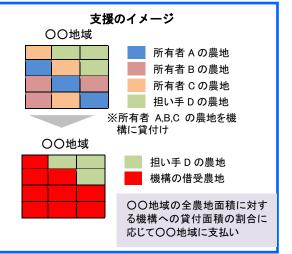
3 交付単価

地域内の全農地面積に対する機構への貸付面積に応じて、以下の単価に基づき地域に支払い

→使い方は地域の判断

機構への集積率2割超5割以下: 2.0 万円/10a 機構への集積率5割超8割以下: 2.8 万円/10a 機構への集積率8割超 : 3.6 万円/10a

(27年までの特別単価)



個々の出し手に対する支援

経営転換、リタイアする場合の支援(経営転換協力金)

1 交付対象者

離農等により全ての自作地を機構へ貸付けた農業者等(ただし遊休農地の所有者は交付対象外)

2 交付要件

全農地を10年以上機構に貸付け、かつ当該農地が機構から受け手に貸付けられること

3 交付単価

0.5ha 以下 : 30 万円/戸 0.5ha 超 2.0ha 以下 : 50 万円/戸 2.0ha 超 : 70 万円/戸

支援のイメージ



※所有者 A の全農地を機構を 経由して担い手 D に貸付け

<mark>_</mark> 貸付ける全農地の面積に

担い手Dの農地

応じて所有者 A に支払い

農地の集積・集約化に協力する場合の支援(耕作者集積協力金)

1 交付対象農地

以下のいずれかに該当する農地

- ①機構が借受けている農地又は機構からの借 受希望者が経営する農地に隣接する農地
- ②面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地

2 交付対象者

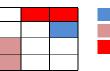
交付対象農地を機構に貸し付けた農業者(所有者)又は所有者が機構に貸し付ける際に当該農地を借受けて耕作していた耕作者

3 交付要件

当該農地を所有者が 10 年以上機構に貸付け、かつ当該農地が機構から受け手に貸付けられるこ

4 交付単価 2万円/10a(27年までの特別単価)

支援のイメージ



所有者Aの農地

所有者 B(耕作者 C)の農地 機構の借受農地

(担い手 D が借受希望)

※機構の借受農地に隣接する所有者 Aの農地と面的集積要件を満たす所 有者 B(耕作者 C)の農地を、機構を 経由して担い手 D に貸付け

担い手Dの農地

所有者Aと耕作者Cに支払い (所有者Bには支払いなし)

農地中間管理機構による事業の進め方や支援措置の詳細な要件等については、今後、決定されることとなっています。担い手農家の皆さんは、市町や関係団体から出される情報に留意しながら、対応いただくようよろしくお願いします。

【Let's 園芸!】ストック栽培で新春の香りを運びませんか?

~ほぼ暖房なしの冬の切花~

ストックはアブラナ科の花で、播種してから開花するまで3~4ヶ月くらいと栽培期間が短く、また、年内出しの作型は暖房器が不要で、水稲育苗ハウスを利用した栽培に適した品目といえます。市場でも供給不足が続いており、消費者から大変人気のある商品です。準備は春に種を注文し、7月下旬にハウスに播種、年内には出荷できる作型がおすすめです。今年の年末出荷に向けて準備を始めませんか?

1 作業スケジュールについて

(1a当りの時間)

月			7	8	9	10	11	12	合計
作業体	系	11~12月出荷	O 播	-O <i>一</i> 種			—■■ 収	■■ 穫	
労働時	間		5	5	4	9	29	26	78

2 1 a 当たり栽培経費について (単位:円)

(1a当り)

項目		金額(千円)	摘 要
粗収入		126	1,856本/a×@67.7円/本
生産費		93	
	種苗費	16	種子代など
	肥料農薬費	8	肥料3、農薬5
	資材費	39	支柱、フラワーネット等(1年目のみ)
	販売管理費	30	包装材料、運賃、販売手数料等
目標所得(1年目)		33	兴焦吐思 70吐思
(2年目以降)		72	労働時間:78時間



※幅96cm・長さ25mの畦2本で試算。資材などは実費から1a分を割り出し、経費に労賃は含まない。 ※2年目からはフラワーネット・支柱を再利用するので資材費39,000円分が掛らない。

3 ストック栽培の概要

(1) 作付け準備

- ・品種はスプレータイプ(分枝系)「カルテットシリーズ」とする。
- ・害虫対策としてハウスの出入り口とサイドには防虫ネットを設置する。
- ・ハウス内の地温を下げるため、遮光資材は播種前から9月下旬ごろまで被覆する。
- •12cm 間隔で3粒づつシーダーテープに加工する。

(2) 栽培方法

- ・7月下旬~8月上旬に播種し、薄く覆土する。
- ・発芽始めまでは朝に十分かん水する。
- ・播種後14~21 日目に八重鑑別(子葉を見て八重咲きになる苗だけを残す作業)する。
- ・生育初期は十分にかん水し、発蕾以降はかん水を控える。
- ・晩秋から初冬にかけて夜温が5℃以下の時は、ハウスサイドを閉めて保温する。

(株)富山中央花き園芸(富山市の花き市場)では30万本の出荷を要望していますが、平成25年度には8万本の出荷しかなく、まだまだ売りたい切花です。新川管内では2月にみな穂ストック出荷組合が設立される等、生産の気運が高まっています。ぜひ栽培してみませんか。

耳より情報・・・農業経営者の皆さんへ♪♪

その1 『農の雇用事業』の今後の募集予定について

○全国農業会議所では、農業法人等が従業員を新たに雇用して、農業技術などの研修 をする場合に、研修費用の一部を助成する「農の雇用事業」を実施しています。今 後の募集予定についてお知らせいたします。

募集期間

研修助成期間

次回募集予定

平成26年3月中旬~4月中旬

平成26年6月~27年5月

【助成内容】

・研修生1人当たり年間最大120万円を最長2年間

内訳:新規就業者に対する研修費 (月額上限 97千円)

: 指導者の技能向上のための研修費(月額上限

※募集時期や詳細な内容については、全国農業会議所のHPを参照して下さい。

その2 平成26年度農村女性スキルアップ講座を開催します!

○富山県では、農産加工や直売等に意欲的に取り組む農村女性起業組織や起業者を対 象として実践講座を毎年開設しています。商品開発能力を養うための専門実技講習 やマーケティング、経営管理の講義など、起業から企業へ発展するために参考とな る内容です。県内で頑張る農村女性の皆さんと、是非一緒に勉強しませんか。

□開講期間

平成26年6月~11月(予定) □受講生募集 4月中旬~

□募集定員

20名 ①会場 富山県農業総合研修所、県民会館 他

□講座構成

〇共通講座(講義・先進地視察など 4 回) 13:30~16:30

○専門講座(実技研修 1コース3回)

*スイーツ、農家レストラン、保存技術など3コース

□受講料

3,000円(現地研修、実技研修は別途実費相当額負担)

講座の詳細は検討中ですが、申込・お問合せは農林振興センター経営支援班まで。

『情報メール』受信者を募集します! その3

- ○新川農林振興センターでは、①気象、②水稲の生育調査結果、③農作物管理、④台 風や大雪など災害等の情報を携帯電話やパソコンのメール、FAX に配信するサービス を行っています。
- ○下記アドレスまで「情報メール配信希望」とお書き添えの上、ご自身のお名前と、 メールアドレスまたは FAX 番号をお知らせください。下記 QR コードを読み込み、 ご送信いただいても登録されます。

メールアドレス: niikawakurobe@esp. pref. toyama. lg. jp

FAX : (0765)52-3115